

## 令和6年度合志市一般廃棄物処理計画

### I. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び合志市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和6年度合志市における一般廃棄物処理計画を定める。

### II. 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

### III. 処理計画の対象区域

合志市全域とする。(人口及び世帯数は令和7年3月31日見込み)

面積	53.19k m <sup>2</sup>
世帯数	27,000 世帯
人口	65,600 人

### IV. 一般廃棄物の排出の状況

過去2年間に排出された一般廃棄物の状況は次のとおりである。

区分	令和3年度			令和4年度			伸率 (%)
	搬入量 (t)	自家処理量 (t)	計 (t)	搬入量 (t)	自家処理量 (t)	計 (t)	
ごみ	15,113	927	16,040	14,882	762	15,644	97.53
し尿及び浄化槽汚泥	2,278	0	2,278	2,299	0	2,299	100.92

### V. 一般廃棄物の処理主体

#### A. 一般廃棄物処理（ごみ処理）及び収集運搬

市内で排出される一般廃棄物の処理及び収集運搬については、次のとおりとする。

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
ごみ	家庭系 合志市（委託） 自己運搬（排出者） 収集運搬業者（許可） ※臨時の家庭ごみのみ ----- 事業系 自己運搬（排出者） 収集運搬業者（許可）	菊池広域連合	菊池広域連合
し尿及び浄化槽汚泥	合志市（許可）	菊池広域連合	菊池広域連合
ごみ（木くず類）	合志市（許可） 自己運搬（排出者） 収集運搬業者（許可）	株式会社 星山商店 合志工場	株式会社 星山商店 合志工場

ごみ（菊池広域連合で処理困難な一般廃棄物）	合志市（許可） 自己運搬（排出者） 収集運搬業者（許可） ※臨時の家庭ごみのみ	株式会社 星山商店 竹迫工場	株式会社 星山商店 竹迫工場
-----------------------	--	-------------------	-------------------

なお、本市内での処理が困難な場合には、他市町村に所在する処理施設等へ委託して処分する。

#### B. 関係市町村との協力による適正なリサイクルの促進

市町村域を越える一般廃棄物の移動については、関係市町村間における一般廃棄物処理計画の調整等が必要であり、関係事務の整合が図られていない場合は、これを認めないものとする。

本市では、事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクルの対象となる特定の一般廃棄物の市町村間の移動について関係市町村と調整を行い、次の場合についてのみ市内への持込み又は市外への持出しを認めることとする。

##### 1. 市外から市内への搬入

リサイクルの対象となる剪定木くず及び食品循環資源の持込みであって、排出事業者又はこれらを処理する本市の一般廃棄物処分業者があらかじめ本市の書面による承認を受けた場合

##### 2. 市内から市外への搬出

リサイクルの対象となる剪定木くず及び食品循環資源の持出しであって、排出事業者又は本市の一般廃棄物収集運搬業者があらかじめこれらを処理する処分施設を管理する市町村の書面による承認を受けた場合

#### C. 特別法等により廃棄物の処理及びリサイクルの推進

特別法等の制度を周知することにより、廃棄物等の減量及びリサイクル推進を図る。

### VI 処理計画

#### A. ごみ処理実施計画

##### 1. ごみの排出抑制・再資源化計画

##### a. 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るため、次の事業を行う。

事業名	目的・内容	適用
生ごみ処理機器設置補助事業	生ごみの排出抑制のため生ごみ堆肥化容器（電動式・コンポスター・EM容器）の設置者に対する補助を行う。	補助数 電動式 20台 コンポスター 8基 EM容器 4基
ダンボールコンポスト購入費補助金交付事業	生ごみを堆肥化するダンボールコンポストを販売する登録業者に対して補助を行うことで、市民がダンボールコンポストを安価で購入することができる。	補助数 80個
再生資源集団回収助成事業	市民団体による再生資源の回収促進を図るため資源ごみの集団回収に対する助成	助成団体 66団体
再生資源保管所等整備費補助金事業	資源物回収団体が資源物保管所等を整備する費用の一部を補助する	整備箇所 3箇所

ごみ収集事業 (リサイクルボード の推進)	市のホームページや掲示板などで、不要物の譲渡情報を提供することで、ごみの減量化を図る。	譲渡成立件数 5件
使用済食用油 回収事業	市民が家庭で使用したてんぷら油を、拠点収集所を設けて回収し、買取業者に販売することでごみの減量化と再資源化を図る。	年間回収見込量 8,500ℓ
使用済家庭用インク カートリッジ回収事業	家庭用プリンターのインクカートリッジを販売店へ返却することでごみの減量化と再資源化を図る。	年間回収見込量 50 kg

## 2. 収集運搬計画

### a. 一般家庭から排出されるごみ

#### (1) 分別

市民がごみを排出する際は、次のとおり分別を行い、指定された収集所に排出するか、本市(菊池広域連合)の処理施設、又は本市が許可した施設へ直接搬入を行う。

#### 分別区分

燃やすごみ、資源物A(ビン・カン)、資源物C(新聞紙・折込チラシ)、資源物D(雑誌・その他の紙)、資源物E(布類)、資源物F(ダンボール)、資源物G(牛乳パック類)、資源物H(ペットボトル)、資源物J(容器包装プラスチック等・トレイ・発泡スチロール)、不燃ごみ(陶器・ガラス等・小型金物・小型廃家電)、廃蛍光管、特定品目、粗大ごみ及び特定家庭用機器類

#### (2) 収集運搬

収集運搬の方法等については、次のとおりとする。

ごみの種類	収集主体	収集方式	収集回数	指定袋	収集運搬業者(住所氏名)	
家庭系ごみ	燃やすごみ	委託	ステーション	週2回	指定	合志市御代志 1538-1 株式会社 セイブクリーン 代表取締役 坂井 さゆり
	資源物 A C・D E・F・G H	委託	ステーション	月1回	指定	
	資源物J	委託	ステーション	週1回	指定	
	不燃ごみ	委託	ステーション	月1回	指定	合志市須屋 1375-33 有限会社 宇都宮産業 代表取締役 宇都宮 文好
	廃蛍光管	委託	拠点収集	3ヶ月に1回	なし	
	特定品目	委託	ステーション	月1回	なし	
	粗大ごみ	委託	個別収集	月1回	ステッカー	
	特定家庭用機器類	委託	個別収集	月1回	ステッカー	

(3) 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量（見込み）

収集運搬する区域は、合志市全域とし、ごみの量（見込み）は次のとおりとする。

ごみの種類		計画収集人口 (人)	計画収集量 (t)		直接搬入量 (t)	許可 (t)	自家処理 (t)
燃やすごみ		65,600	委託	10,698	121	2,019	123
資源物	A	65,600	委託	408	6	0	0
	C・D	65,600	委託	117	7	0	0
	E・F・G	65,600	委託	164	20	0	0
	H	65,600	委託	131	1	0	0
	J	65,600	委託	383	0	0	0
不燃ごみ		65,600	委託	330	65	0	0
粗大ごみ		65,600	委託	81	234	3	0
特定品目		65,600	委託	25	0	0	0
廃蛍光管		65,600	委託	3	0	0	0
特定家庭用機器類		65,600	委託	145台	112台	3台	0
計				12,340	454	2,022	123

b. 事業所から排出される廃棄物における処分方法及び収集運搬

事業活動によって生じる廃棄物は、自ら適正に処理を行うか、事業者自ら又は本市が許可した収集運搬業者へ委託して本市（菊池広域連合）の処理施設、又は本市が許可した処理施設へ搬入を行う。

c. 事業所から排出される廃棄物の再生利用等

事業者は、事業活動によって生じた廃棄物を、食品リサイクル法などの各種リサイクル法に従い廃棄物の再生利用等を行うことで廃棄物の減量に努めなければならない。

d. 新規の一般廃棄物収集運搬許可

新規の一般廃棄物収集運搬許可については、既存の許可業者によって収集運搬の容量が確保され、適正な収集運搬処分が行われており、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施を確保すること等に鑑み新規の許可は行わないこととする。ただし、他市町村の許可を受け、本市内に所在する一般廃棄物処理施設に荷卸のみを行う場合、官公庁の委託業務を受託した場合はこの限りではない。

合志市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

	会 社 名	住 所	代 表 者
許 可 業 者	株式会社 セイブクリーン	合志市御代志 1538 番地 1	坂井 さゆり
	有限会社 宇都宮産業	合志市須屋 1375 番地 33	宇都宮 文好
	公益社団法人 合志市シルバー人材センター	合志市竹迫 1741 番地 2	松岡 為利
	株式会社 峯樹木園	合志市野々島 4393 番地 54	峯 由知
	株式会社 坂井幸吉商店	合志市野々島 5483 番地 2	坂井 孝光
	株式会社 北川土木	合志市幾久富 1909 番地 904	北川 明
	株式会社 グリーンロジスティクス	菊池郡大津町杉水 2506 番地	岩崎 浩
	有限会社 菊池環境美化センター	菊池市森北 580 番地 1	坂本 正剛
	株式会社 西原商店	熊本市南区流通団地 1 丁目 50 番地	西原 哲
	有価物回収協業組合 石坂グループ	熊本市東区戸島町 2874 番地	石坂 孝光
	株式会社 永野商店	熊本市北区室園町 10 番 22 号	永野 順也
	大東商事 株式会社	熊本市北区楠野町 453 番地 1	小原 英二
	有限会社 升富	熊本市中央区本荘町 682 番地 10	梅本 雅利
	株式会社 星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘 9 丁目 5 番 76 号	星山 一憲
	有限会社 都環境開発サービスセンター	熊本市南区近見 8 丁目 13 番 92 号	朴 法子
	合同会社 ファームサービス	熊本市東区健軍 4 丁目 8-13-103	森 正史
	金岡商店 株式会社	熊本市南区富合町釈迦堂 611 番地	金岡 慶大
	株式会社 サンレイメディカル	阿蘇郡西原村大字布田 834 番地 171	田原 昌明
	株式会社 林産業	菊池郡菊陽町辛川 618 番地	林 一三
	株式会社 熊本メスキュード	菊池市西寺 1431 番地 6	山本 龍幸
株式会社 星山建設工業	熊本市北区弓削 1 丁目 16 番 34 号	星山 敬宣	
	共和化工・セイブクリーン共同企業体共和メンテナンス株式会社九州支店	福岡県糸島市加布里 4 丁目 2 番 12 号	樗木 雅伸

3. 中間処理計画

本市の一般廃棄物処分業許可業者に搬入するもの以外は菊池広域連合の処理計画による。  
本市の一般廃棄物所分業許可業者に搬入するものについては次のとおりとする。

a. 許可業者の処理施設で処分するもの

菊池広域連合で処理困難な一般廃棄物のうち、木くず及び金属くず等で、一般廃棄物処分許可業者により再生利用可能及び処理することができるもの

b. 許可業者中間処理施設の概要

施設名	所在地	処理品目	処理区分	処理方法	処理能力
株式会社 星山商店 合志工場	合志市福原 3122-10	一般廃棄物 (木くずのみ)	破砕	破砕機	160 t / 日
株式会社 星山商店 竹迫工場	合志市竹迫 1441-1 他	一般廃棄物 (バッテリー、	破砕 選別	破砕機 選別	9.7 t / 日 ～

		ドラム缶、自動車関係部品、エンジン、金塊、流し台、電気・太陽熱温水器、廃タイヤ、金庫、木竹片、塗料缶、オイル等が入っていた空缶、家屋改造に係る廃材等)			56.6 t / 日
--	--	---	--	--	------------

#### 4. 最終処分計画

菊池広域連合の処理計画による。

#### 5. その他

a. 持出禁止ごみ及び処分方法は別表のとおりとする。

b. 特別管理一般廃棄物

##### (1) 感染性一般廃棄物

排出者は、感染性廃棄物並びに医療系産業廃棄物（収集運搬、最終処分）に関しては、許可業者に委託処理する。

c. 住民に対する広報啓発活動

(1) 市広報紙、パンフレット等による周知徹底

(2) 施設見学の実施

(3) 地域での出前講座等の実施

d. 再生利用可能な古紙類の処理

事業活動によって生じた再生利用可能な古紙類の処理については、ごみの減量化と資源の有効活用を促進するため、本市（菊池広域連合）の処理施設での焼却処分は行わない。

#### B. 生活排水処理実施計画

##### 1. 生活排水処理人口

1 計画処理区域内人口 (人)	65,392
2 水洗化生活排水処理人口 (人)	65,051
(1) 下水道	62,973
(2) 農業集落排水処理人口	1,808
(3) コミュニティプラント	0
(4) 合併浄化槽	270
3 水洗化生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	288
4 非水洗化人口 (人)	53
(1) 計画収集人口	53
(2) 自家処理人口	0
5 計画処理区域外人口 (人)	208

## 2. 収集運搬計画

### a. 収集運搬する生活排水の種類と方法

#### (1) 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

#### (2) 方法

許可業者により収集する。

#### (3) 収集回数及び収集方法

し尿収集については、許可業者が個別収集を実施する。浄化槽汚泥については、各戸から許可業者へ依頼し個別収集を実施する。

生活排水の種類	収集主体	収集運搬業者(住所・氏名)
し尿	許可	合志市御代志1538番地1
浄化槽汚泥	許可	株式会社 セイブクリーン 代表取締役 坂井 さゆり

### b. 収集運搬する区域と収集運搬するし尿、浄化槽汚泥の量

種類	計画収集量 (k1)				自家処理量 (k1)
	直営	委託	許可	計	
し尿	0	0	898	898	0
浄化槽汚泥	0	0	1,347	1,347	0
合計	0	0	2,245	2,245	0

### c. 単独浄化槽処理水及び生活雑排水の収集運搬処理

- (1) 公共用水域等の水質保全や生活環境の保全及び公衆衛生上必要な、単独浄化槽処理水及び生活雑排水の収集運搬処理は、受け入れ可能な処理施設において処理することができる。
- (2) 単独浄化槽処理水及び生活雑排水の収集運搬は、許可業者に依頼し個別収集を実施する。

### d. 新規の一般廃棄物(し尿)収集運搬許可

新規の一般廃棄物(し尿)収集運搬許可については、既存の許可業者によって収集運搬の容量が確保され、適正な収集運搬処分が行われており、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施を確保すること等に鑑み新規の許可は行わないこととする。

## 3. 中間処理計画

菊池広域連合の処理計画による。

## 4. 最終処分計画

菊池広域連合の処理計画による。

## 別表

区分	ごみ種の例示		処理に係る市長の指示
(1)有害性のあるごみ	硫酸、硝酸等の劇薬類、殺虫剤、消毒剤等の農薬類、化学薬品類、その他有害性のあるごみ		その物を購入した販売店、製造業者に引き取ってもらうか、市の指定する一般廃棄物処分業許可業者に処理を委託する。
(2)危険性のあるごみ	日本刀、銃弾、バッテリー、ガスボンベ（カセットコンロ用を除く）、消火器（中身が入っていないものを除く）、発煙筒及び花火（未使用のもの）、その他危険性のあるごみ		
(3)引火性のあるごみ	灯油、ガソリン、軽油、混合油、重油、シンナー、廃油、オイル、その他引火性のあるごみ		
(4)著しく悪臭を発生するごみ	おむつ等の汚物、その他著しく悪臭を発生するごみ		おむつ等の中の汚物を除去する。
(5)特別管理一般廃棄物	感染性廃棄物等		感染性廃棄物は、処方された医療機関に引き取ってもらう。
(6)前各号に定めるもののほか組合長が処理施設の機能に支障があると認めるごみ	ゴム等	廃ゴムタイヤ等	その物を購入した販売店、製造業者に引き取ってもらうか、市の指定する一般廃棄物処分業許可業者に処理を委託する。
	金属類	ドラム缶（中身が入っていないものを除く）、自動車関係部品（走行性能に係らないものを除く）、バイク、農機具類（事業以外で使われたものを除く）、エンジン（走行用以外のものを除く）、オイルヒーター、オイルジャッキ、シニアカー	
	空きカン類	線虫消毒薬、毒薬、オイル、塗料等が入っていた空きカン（中身が入っていないものを除く）	
	木製品類	幅1.5m長さ3.0m高さ1.0mを超える木製品	幅1.5m長さ3.0m高さ1.0m以下に切断するか、市の指定する一般廃棄物処分業許可業者に処理を委託する。
	木竹片	直径10cmを超えるもの 長さ3.0mを超えるもの	直径10cm以下長さ3.0m以下に切断するか、市の指定する一般廃棄物処分業許可業者に処理を委託する。
	動物の死がい	実験した動物	搬出者自ら処理する。
	家屋解体及び改造に係わるもの等	家屋解体及び改造等に係る廃材類、石膏ボード、耐火ボード、断熱材、グラスウール、ワラ及びカワラ、スレート、ブロック、基礎石、コンクリート、セメント、レンガ等のガレキ類	家屋解体及び改造を委託した場合は、業者に引き取ってもらう。自ら解体等を行った場合は、市の指定する一般廃棄物処分業許可業者に処理を委託する。
	その他	畑、山、庭等で生じたもの（木の根、竹の根、ワラ等）、 砂利、土砂、石類、 ボウリング用ボール	搬出者自ら処理する。ボウリング用ボールについては、その物を購入した販売店、製造業者に引き取ってもらう。